

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月24日
【計算期間】	第26期（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）
【ファンド名】	インベスコQQQトラストシリーズ1 （ Invesco QQQ Trust, Series 1 ）
【発行者名】	インベスコQQQトラストシリーズ1 （ Invesco QQQ Trust, Series 1 ）
【代表者の役職氏名】	代表者兼最高経営責任者 (President and Principal Executive Officer) ブライアン・ハーティガン (Brian Hartigan)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国、イリノイ州60515、ダウナーズ・グローブ、スイート700、レイシー・ロード3500 （ 3500 Lacey Road, Suite 700, Downers Grove, IL 60515, USA ）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 樋口 航
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	弁護士 森本 真美 弁護士 多加谷 慶一郎
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業
【電話番号】	03(6775)-1000
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （ 東京都中央区日本橋兜町2番1号 ）

注：便宜上、日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き、2026年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝160.39円）による。

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年6月9日に提出した有価証券報告書について、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」の「（2）投資資産」及び「（3）運用実績」並びに「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要（5）その他」に追加又は訂正すべき事項がありましたので、本訂正報告書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線部____は、訂正部分を示します。ただし、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況（2）投資資産 投資有価証券の主要銘柄」については、「業種別の投資割合（2026年3月31日現在）」を新たに挿入しており、便宜上、下線を付しておりません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

5【運用状況】

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

<訂正事項>

「投資有価証券の主要銘柄」の末尾に以下の記載を追加する。

業種別の投資割合（2026年3月31日現在）

業種	純資産に占める割合
半導体・半導体装置	25.79%
ソフトウェア	13.24%
インタラクティブメディア・サービス	10.08%
テクノロジーハードウェア・ストレージ・周辺機器	8.63%
生活必需品流通・小売	5.94%
大規模小売業者	5.46%
自動車	3.80%
バイオテクノロジー	3.59%
エンターテインメント	3.18%
ホテル・レストラン・レジャー	2.47%
飲料	2.04%
通信機器	1.73%
電気事業	1.54%
医療機器・消耗品	1.50%
無線通信サービス	1.31%
化学	1.30%
専門サービス	1.02%
ITサービス	0.99%
専門小売業者	0.83%
産業複合企業	0.81%
メディア	0.74%
陸運	0.66%
食品	0.57%
商業サービス・用品	0.56%
エネルギー機器・サービス	0.34%
機械	0.34%
石油・ガス・消耗燃料	0.32%
商社・流通業者	0.30%
建設・エンジニアリング	0.27%
金融サービス	0.24%
航空宇宙・防衛	0.19%
不動産管理・開発	0.10%

(3) 【運用実績】

【収益率の推移】

< 訂正前 >

期間	収益率 ^(注)
第24会計年度 (2022年10月 1 日 ~ 2023年 9 月末日)	34.98%
第25会計年度 (2023年10月 1 日 ~ 2024年 9 月末日)	37.21%
第26会計年度 (2024年10月 1 日 ~ 2025年 9 月末日)	23.63%

< 訂正後 >

期間	収益率
第24会計年度 (2022年10月 1 日 ~ 2023年 9 月末日)	34.98%
第25会計年度 (2023年10月 1 日 ~ 2024年 9 月末日)	37.21%
第26会計年度 (2024年10月 1 日 ~ 2025年 9 月末日)	23.63%

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(5) 【その他】

< 訂正前 >

(中略)

(ii) 変更改訂済信託証書及び契約の変更

受益者は、1940年投資会社法又はその他の適用法により要求される事項に関して議決権を有する。また、本受託者は、投資主の承認を得ることなく、その時点において在任する本受託者の過半数の賛成（又は、変更に関する規定の場合、3分の2の賛成）により、変更改訂済信託証書及び契約を変更又はその他の方法で補足することができる。

(後略)

< 訂正後 >

（ 中略 ）

(ii) 変更改訂済信託証書及び契約の変更

受益者は、1940年投資会社法又はその他の適用法により要求される事項に関して議決権を有する。また、本受託者は、投資主の承認を得ることなく、その時点において在任する本受託者の過半数の賛成（又は、変更に関する規定の場合、3分の2の賛成）により、変更改訂済信託証書及び契約を変更又はその他の方法で補足することができる。

変更改訂済信託証書及び契約が変更されることが決定された場合には、その変更内容は、日本においては、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、同規則において投資判断に軽微な変更とされるものを除き、東京証券取引所の提供する開示システムであるTDnetを通じて適時開示される。

（ 後略 ）